

# 福井市大東中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定  
令和2年4月1日 改定  
令和5年4月1日 改定  
令和6年4月1日 改定

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有します。 —いじめ防止対策推進法第八条—

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとされています。 —いじめ防止対策推進法第九条—

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

—福井県いじめ防止基本方針—

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、福井市、教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## 2 いじめの定義と判断

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。（いじめ防止対策推進法第二条）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## 3 いじめの防止等のための具体的取り組み

- (1) 「自己を見つめ、正しく判断し、行動できる生徒の育成」  
○教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、生徒理解を深め、生徒が自主的に判断・行動し、積極的に自己を生かしていくことができるようにします。現在の生活に適応させ、個性の伸張を図るとともに、将来の社会生活の中で

自己実現ができるよう資質や態度を育てます。

○ほめて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、生徒自らが人権感覚を基盤として他者と関わる力を身につけることができますようにします。

○体験活動の推進

学校行事や校外学習、ボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を系統的・計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、アンケート、個人面談・保護者面談の実施）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・いじめの未然防止に心がけている。
- ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、学年主任や生徒指導主事、管理職に速やかに報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

【生徒】

- ・いじめを見たら、大人に知らせたり止めたりすることを心がけている。
- ・誰に対しても差別や偏見をもつことなく、公平に接することができる。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを気軽に相談できる。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施するなど、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

「分かる授業」や「主体的・対話的で深い学び」に向け、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校づくり

開かれた学校の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、生徒や保護者が危険性や注意点

等を考える機会を設けます。また、情報モラル教育や啓発活動の充実に努めます。

○特に配慮が必要な生徒への支援

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性に関する悩みを抱える生徒
- ・東日本大震災による被災又は原子力発電所事故により避難している生徒
- ・感染症等に罹患した生徒

(4) いじめの早期発見

○「サイン」を見逃さない

生徒から出されるサインを確実に発見するために、それぞれの場面で気を配ります。

【学年】

- ・毎朝、欠席とその理由を確認します。学年会では生徒情報交換を必ず行います。

【担任】

- ・学年会で話題が出た生徒には個別に面談し、学年主任にその結果を報告します。
- ・生徒の相談事には時間をとって、じっくりと話を聞きます。
- ・生徒の交友関係を把握し、交友関係に乱れが生じたときは十分注意します。
- ・朝の会・給食・帰りの会での生徒同士の様子をじっくりと観察します。

【給食指導】

- ・机の配置や勝手な座席変更、おかずの量等不公平さがないかチェックします。

【清掃指導】

- ・嫌な仕事を1人に押しつけていないかを確認します。

【教科指導】

- ・授業開始時に人数の確認をします。
- ・生徒の発表や発言に対して、あざ笑うような行為はないか留意します。
- ・授業中に他のことをしている生徒はいないか気を配ります。
- ・人の文具を勝手に使わないよう指導します。

【部活動指導】

- ・無断欠席者はいないかを、毎活動時にチェックします。
- ・先輩後輩の関係を利用した不当な扱いがないか留意します。
- ・準備や後片付けを特定の生徒に押しつけていないかに目を配ります。

○日頃の生徒情報の記録

生徒の出欠や気がかりな言動、トラブル等（いつ、どこで、誰が、誰に対し、何を言って何をしたか等）を端的かつ正確に記録し、情報の共有と早期発見に努めます。

○アンケートの実施

毎月1回「学校生活調査」アンケートを実施、分析することで早期発見に努めます。分析の結果は、学年会や主任会で報告し、情報の共有を図ります。また、気がかりな生徒には個別に面談し、学年主任にその結果を報告します。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめ事案への対処

学校は、法に則り生徒のために対処します。具体的に、以下のような組織的対応をします。

○いじめ対策委員会への報告

- 発見者は速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。
- 「いじめ対応サポート班」による対応  
事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し被害児童を守ります。
  - 被害・加害生徒への対応  
いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
  - 外部人材の活用と関係機関との連携  
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。
  - 警察との連携  
SNSでの誹謗中傷など犯罪行為として取り扱われるべき場合や、重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察や外部機関に連絡し連携して対応します。
  - 保護者との連携  
連絡を密に取り合い、連携して対応します。特に、インターネット上のいじめについては保護者の協力が不可欠です。学校と保護者が協働して事案の対処に努めます。

いじめを認知したときには、即時対応に努めます。

- ① 生徒の変化（サイン）を見つけたとき
    - 【担任以外の教諭】
      - ・どんな些細なことでも、発見した教員は担任への報告を行います。
    - 【担任、学年主任】
      - ・サインの報告を受けた担任は、必ず学年主任に報告します。学年主任は、いじめ対策委員会の開催を要請し、いじめ対応サポート班での組織的な対応に努めます。サポート班での検討内容と、実施した対応、その結果をいじめ対策委員会に報告して、今後の対応を決定します。
    - 【学年】
      - ・学年会や職員打ち合わせ時に生徒情報交換を密にします。
    - 【生徒指導部会】
      - ・学年生徒指導担当教諭は、学年の生徒に関する情報を報告、共有します。
  - ② いじめや問題行動が発覚したとき
    - ・事実関係を正確に把握します。
    - ・被害生徒、加害生徒ともに事実が一致するまで事情聴取します。その際、当事者だけでなく周辺の生徒にも事情を聞きます。
    - ・事実を把握した時点で、学年主任は経緯をまとめ指導方針を立てます。  
いじめ対策委員会では、その報告をもとに指導方針を決定します。  
(事実の把握) → (学年主任：レポート化) → (指導部長) (教頭) (校長)  
いじめ対応サポート班では、具体的な対応を行います。  
(いじめ対策委員会) → (学年主任) → (いじめ対応サポート班・関係教諭)
    - ・担任は保護者へ連絡し、事実を伝え今後の指導について確認します。
    - ・関係機関への連絡が必要なときは、教頭・学年主任・生徒指導主事が校長の指示に従って連絡します。
- (6) いじめの解消
- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする)継続していること。
  - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められ、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認できていること。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席すること（30日間を目安とする）を余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒支援部長、学年主任  
必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラー等

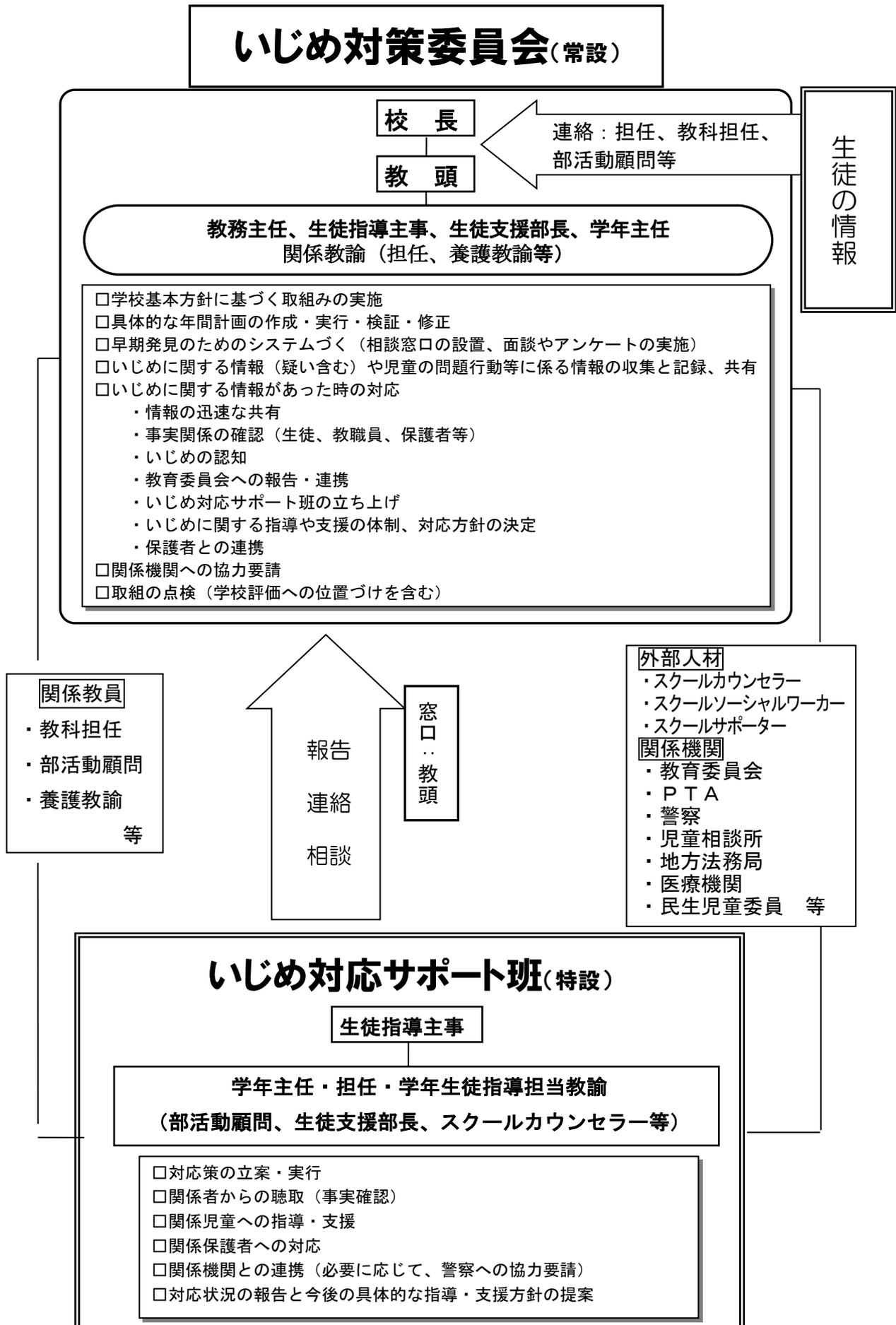
- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
  - ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
  - ・「自己を見つめ、正しく判断し、行動できる生徒の育成」するための具体的な活動の計画、実践、振り返り
  - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
  - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
  - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
  - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
  - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
  - ・記録の保存（保存期間：5年）※保存期間は市の文書管理規則等に基づく
  - ・いじめの認知
  - ・「いじめ対応サポート班」の設置
  - ・教育委員会や関係機関等との連携
  - ・学校評価への位置づけ、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
  - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取組みを行います。

（構成員）生徒指導主事、学年主任、担任、学年生徒指導担当教諭  
必要に応じて部活動顧問、生徒支援部長、スクールカウンセラー等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・関係者からの聴取等による情報収集
  - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
  - ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
  - ・加害生徒への指導やその保護者への説明
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携



5 いじめ対策の年間計画  
〔4～6月〕

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	<b>いじめ対策委員会</b> ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ <b>職員会議</b> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 <b>学校ブログ</b> ・基本方針の公表	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>道徳 優しい心</b>	<b>道徳 育み合う友情</b>	
5月	<b>いじめ対応サポート班</b> ・起きたときに即対応  <b>いじめ対策委員会</b> 新学年・新学級での生活状況アンケート調査等をもとに状況把握	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>教育相談</b>		
		<b>校外学習</b> 計画づくり 役割の自覚 集団の協力	<b>校外学習</b> 計画づくり 役割の自覚 集団の協力	<b>修学旅行</b> 計画づくり 役割の自覚 集団の協力
		<b>校外学習</b>	<b>校外学習</b>	<b>修学旅行</b>
6月	<b>小中連絡会</b> <b>状況報告</b> <b>意見交換</b>  <b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握  <b>指導主事訪問</b>	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>生徒総会</b> 自主的な活動		
		<b>情報モラル教育</b> <b>インターネット</b> 通信の利用ガイド 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導	<b>ひまわり教室</b> ・休み前非行防止教室 ・ネットモラル、犯罪等	<b>連合音楽会</b>
		<b>中体連夏季大会</b>		
		<b>道徳 正しい異性理解</b>	<b>道徳 正義を重んじる心</b>	<b>道徳 いじめを許さぬ心</b>

[7~9月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	<b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>教育相談</b>		
		<b>部活動新チーム結成</b> ・チームとしてのまとまり ・仲間の尊重など		
		<b>道徳 よりよい集団づくり</b>		
		<b>文化祭・体育祭計画</b> ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画		
8月	<b>いじめ対策委員会</b> 長期休業中の生活状況	<b>気がかりな生徒への対応</b> 家庭訪問、電話連絡等		
9月	<b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>体育祭 文化祭 絆づくり</b>		
		<b>道徳 いじめを許さぬ強さ</b>	<b>道徳 自己を生かし輝く集団</b>	

[10~12月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	<p><b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握</p>	<p>いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告</p>		
		<p><b>校外学習</b></p>	<p><b>職場体験学習</b></p>	
		<p>道徳 心のあたたかさ</p>	<p>道徳 あたたかい人間愛</p>	<p>道徳 正しい異性理解</p>
11月	<p><b>指導主事訪問</b></p> <p><b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握</p>	<p>いじめの自己チェック アンケート調査 → 報告</p>		
		<p><b>生徒総会</b> 自主的な活動</p>		
		<p><b>教育ウィーク</b> <b>教育講演会</b></p>		
		<p>道徳 良心のめざめ</p>	<p>道徳 強い正義感</p>	<p>道徳 命あることの喜び</p>
12月	<p><b>家庭・地域・学校協議会</b></p> <p><b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握 2学期の生活状況</p>	<p>いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告</p>		
		<p><b>教育相談</b></p>		
		<p><b>人権週間</b> <b>人権デー</b></p>		
		<p>道徳 生命の尊さ</p>	<p>道徳 かけがえない命</p>	<p>道徳 生命の尊さ</p>

[1~3月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1月	<b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握 長期休業中の生活状況	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>気がかりな生徒への対応</b> 家庭訪問、電話連絡等		
		<b>教育相談</b>		
2月	<b>家庭・地域・学校協議会</b> <b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>道徳 思いやり</b>	<b>道徳 正しい異性理解</b>	<b>道徳 思いやり</b>
3月	<b>いじめ対策委員会</b> ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ <b>職員会議</b> ・課題確認 ・計画確認	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>卒業式 自己を見つめ、これからの考える</b>		
		<b>立志式</b>		